

職員と生徒・保護者との連絡手段に関わる規程

北海道小樽未来創造高等学校定時制課程

(趣旨)

第1条 この規程は、職員と生徒・保護者との連絡手段及び職員による、生徒・保護者からの電話番号や電子メールアドレス等（以下、「電話番号等」という。）の個人情報の取得等に関し必要な事項を定めるものとする。

(電話番号等の利用目的)

第2条 職員、生徒・保護者の電話番号等の個人情報の取得・提供は、次の各号に掲げる利用目的とする場合に限る。

- (1) 授業や学校安全上の指導事項等に関わる連絡
- (2) 部活動の連絡
- (3) その他、校務運営上必要な場合の連絡

(電話番号等の取得)

第3条 職員が、生徒、保護者から電話番号等の個人情報を取得する際は、必ず管理職員の許可を得なければならない。ただし、取得する個人情報は、生徒・保護者の固定・携帯電話番号、携帯電話の電子メールアドレスとする。

2 取得する範囲は、担任する学級の生徒・保護者、顧問をする部活動の生徒・保護者に限る。

3 職員が自己の判断で個人的に生徒・保護者から電話番号等の個人情報を取得する際は、校務運営上必要な場合に関し、必ず管理職員の許可を得なければならない。

第4条 職員が、電話番号等の個人情報を取得する際は、その目的、取得相手、情報の種類（固定・携帯電話番号、携帯電話の電子メールアドレス）を所定の用紙にて管理職員に提出しなければならない。

(電話番号等の提供)

第5条 職員が、生徒、保護者へ、電話番号等の個人情報を提供する際は、必ず管理職員の許可を得なければならない。ただし、提供する個人情報は、職員の固定・携帯電話番号、携帯電話の電子メールアドレスとする。

2 提供する範囲は、担任する学級の生徒・保護者、顧問をする部活動の生徒・保護者に限る。

3 職員が自己の判断で個人的に生徒・保護者へ電話番号等の個人情報を提供する際は、校務運営上必要な場合に関し、必ず管理職員の許可を得なければならない。

第6条 職員が、生徒・保護者に電話番号等を提供する際は、その目的、提供相手、情報の種類（固定・携帯電話番号、携帯電話の電子メールアドレス）を所定の用紙にて管理職員に提出しなければならない。

(電話番号等の利用制限)

第7条 職員と生徒・保護者との間で電話や電子メール、通話アプリケーション、SNS等（以下「メール等」という。）による私的な連絡等を行わないものとする。

第8条 生徒・保護者からメール等を利用して、個人的（私的）な悩みなどについて相談があった場合は、メール等での相談は行わず、複数の職員により直接面談を実施するものとする。

（電話番号等の削除）

第9条 利用しなくなった生徒・保護者の電話番号等は、直ちに削除しなければならない。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。